

鹿屋体育大学スポーツトレーニング教育研究センター長選考規則

〔平成6年5月20日〕
規 則 第 4 号
改正 平成16年4月1日
規 則 第 36号
平成19年3月22日
規 則 第 10号
平成30年3月29日
規 則 第 27号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学スポーツトレーニング教育研究センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期等の基準を定めるものとする

(選考機関)

第2条 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 センター長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 センター長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第4条 センター長は、本学の教授又は准教授とする。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(細則)

第6条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年5月20日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されたセンター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第27号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。